

監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年6月13日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

監査の期日及び監査の対象

監 査 期 日	監 査 対 象
平成26年5月15日～ 6月4日	神室荘の平成25年度の財務に関する事務の執行 及び経営に係る事業の管理について

概要 [神室荘]

(1) 職員の配置状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

室名 職名	荘長	主査	栄養専門員	保健専門員	主任	主事	主任支援員	相談員	支援員	(嘱託医)	計
	1	1	1	1	1	1	1	(3) 3	(10) 10		(13) 20
計	1	1	1	1	1	1	1	(3) 3	(10) 10	(2)	(13) 20

() は、嘱託職員と日々雇用職員の内数

(2) 一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

歳入

(単位:円)

款 項 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (%)
12.01.02 民生費負担金	171,512,000	162,130,725	161,970,777	159,948	99.90
20.04.05 雑入	126,000	299,064	299,064	0	100.00
計	171,638,000	162,429,789	162,269,841	159,948	99.90

歳出

(単位:円)

款 項 目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率 (%)
03.01.06 老人福祉施設費	199,102,000	196,329,695	2,772,305	98.61
計	199,102,000	196,329,695	2,772,305	98.61

監査の結果

監査に付された関係諸帳簿及び資料等を照合検証したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。ただし、下記事項については改善措置が必要と認められる。

記

1. 来年度の民間への経営移管に当たり、備品台帳について 80 万円以上の備品の個票を作成し正確な備品管理を図るとともに、引継ぐべき帳簿類の適確な整備に努めること。